

日本獣医師会獣医学術賞表彰規程等の制定について

平成21年9月7日開催の平成21年度第3回理事会において、現行の「日本獣医師会獣医学術奨励賞表彰規程」が廃止することとされ、新たに「日本獣医師会獣医学術賞表彰規程」として別紙1のとおり、また、同表彰規程の制定に伴い、選考の要領を「日本獣医師会獣医学術賞選考要領」として別紙2のとおり制定（各三賞の名称等の新旧は別紙3のとおり）したことについて、次のとおり地方獣医師会へ通知した（本誌824頁～825頁参照）。

21日獣発第153号
平成21年9月7日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

日本獣医師会獣医学術賞表彰規程等の制定について

本会の学会活動につきましては、日頃から理解と協力をいただき御礼申し上げます。

さて、本会では、我が国獣医学術の一層の発展を図ることを目的に、獣医学術の振興、普及等に著しく貢献した者に対する表彰制度を設けております。

既にご案内のとおり、新公益法人制度への移行に向け、本会組織及び事業・財政運営の環境整備等が求められており、その中で獣医学術の振興・普及のための中心的な活動の場となる「学会」につきましては本会の「学術分野別の学会活動機関」として位置付け、学会の組織・事業運営等に係る関係規程の見直しを行っているところであります。

今回、平成21年9月7日開催の平成21年度第3回理事会において、新公益法人制度移行に向けた学会関係事業運営の適正化を期す観点から、また、これまで功績者に授与する現行の各賞の名称等については、各賞間の紛らわしさ等の不都合が指摘されてきたことから、現行の「日本獣医師会獣医学術奨励賞表彰規程」を一旦廃止し、新たに「日本獣医師会獣医学術賞表彰規程」として別紙1のとおり、また、同表彰規程の制定に伴い、選考の要領を「日本獣医師会獣医学術賞選考要領」として別紙2のお

り制定したところです。

このことにより、今後、獣医学術の振興・普及及び調査・研究の進展に対する功績者の表彰は、「日本獣医師会獣医学術賞」として統一されるとともに、獣医学術賞の三区分の名称が「獣医学術奨励賞」、「獣医学術学会賞」及び「獣医学術功労賞」とされたところであります。

各三賞の名称等の新旧は別紙3に示したところでありますが、以上、「日本獣医師会獣医学術賞」の選考・表彰等にご理解をいただいた上は、今後とも学会活動等を通じての獣医学術の振興・普及にご尽力いただきたくよろしく申し上げます。

【別紙1】

日本獣医師会獣医学術賞表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、獣医学術の振興・普及及び調査研究に関し著しく貢献した者に対し、社団法人日本獣医師会（以下、「本会」という。）が産業界等の協力を得て獣医学術賞（以下、「賞」という。）を授与してこれを表彰することにより、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として定めるものである。

(賞の区分及びその対象となる業績)

第2条 賞の区分及びその対象となる業績は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 産業動物部門

獣医学術奨励賞：産業動物獣医学に関する研究論文であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術学会賞：産業動物獣医学に関する研究発表であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術功労賞：産業動物獣医学に関する学術の振興・普及に著しく功労のあった業績

(2) 小動物部門

獣医学術奨励賞：小動物獣医学に関する研究論文であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術学会賞：小動物獣医学に関する研究発表であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術功労賞：小動物獣医学に関する学術の振興・普及に著しく功労のあった業績

(3) 公衆衛生部門

獣医学術奨励賞：獣医公衆衛生学に関する研究論文であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術学会賞：獣医公衆衛生学に関する研究発表であって、獣医学術に関する調査研究の進展に著しく寄与した業績

獣医学術功労賞：獣医公衆衛生学に関する学術の振興・普及に著しく功労のあった業績

- 2 前項各号に掲げる各賞の選考の対象となる業績の細部に係る事項等は、本会の会長（以下、「会長」という。）が別に定める日本獣医師会獣医学術賞選考要領（以下、「選考要領」という。）で定めるところによる。

(被表彰者)

第3条 被表彰者は、獣医学術の振興・普及又は調査研究の向上に著しく貢献した個人又は団体とする。

- 2 賞の選考は、毎年度ごとに行うこととし、各年度の被表彰者の数は、前条第1項各号に定める各賞別に1名又は1研究集団とする。

(賞の内容)

第4条 会長は、第2条第1項各号に定める賞別に、本賞（賞状）を被表彰者にそれぞれ授与する。

- 2 産業界等の協力者は、第2条第1項各号に定める賞別に、副賞（調査研究奨励費）を被表彰者にそれぞれ授与する。

(賞の選考)

第5条 賞の選考は、本会定款第38条に定める部に設置した獣医学術功績者選考委員会（以下、「委員会」という。）が、第2条第2項の規定に基づき定めた選考要領により行う。

(委員会の構成等)

第6条 委員会の構成及び運営は、日本獣医師会職域別部会運営規程（平成17年1月7日付け16日獣発第204号）によるほかは、次により行う。

- 2 委員会に委員長1名及び副委員長3名を置く。
- 3 委員長は、本会定款施行細則第33条第1項第5号に定める学術部会を担当する本会の職域理事（学術・教育・研究）があたる。また、副委員長は、第2条第1項に掲げる各部門別に委員の互選によりそれぞれ1名を選任する。
- 4 委員長は、委員会を統括する。また、副委員長は、その属する部門をそれぞれ総括して委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長3名の互選によりそのうちの1名がその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 委員会の議決は、出席委員の3分の2の賛成を必要とする。
- 6 委員がやむを得ない理由により委員会に出席できないときは、その属する部門の副委員長に委任状を提出して当該副委員長に前項の議決を委任することができる。

(選考結果の報告)

第7条 委員長は、被表彰者を決定したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(被表彰者の発表及び表彰)

第8条 被表彰者の発表及び表彰は、本会の学会年次大会及び日本獣医師会雑誌の誌上において行う。

(規格外事項)

第9条 この規程に定めのない事項については、会長が委員長と協議の上決定する。

(雑 則)

第10条 この規程の改廃は、会長が理事会の議決を経て行わなければならない。

附 則（平成21年9月7日制定、平成21年度第3回理事会承認）

- 1 この規程は、平成21年9月7日から施行する。

2 社団法人日本獣医師会獣医学術奨励賞表彰規程（平成11年7月1日制定）は廃止する。

【別紙2】

日本獣医師会獣医学術賞選考要領

日本獣医師会獣医学術賞表彰規程（以下「表彰規程」という。）第5条の規定に基づく獣医学術賞に係る被表彰者の選考に関する事項は、この要領の定めるところによる。

第1条 表彰規程第2条第1項各号に規定する獣医学術賞の獣医学術奨励賞、獣医学術学会賞及び獣医学術功労賞（以下、「各賞」という。）の選考の対象となる業績は、次に掲げるものとする。

- 1 獣医学術奨励賞の対象となる業績は、日本獣医師会定款施行細則第32条第1項各号に掲げる各学会（以下、「学会」という。）の学会学術誌（日本獣医師会雑誌の学会学術紙部分）にそれぞれ掲載された調査研究論文（原著又は短報）であって、選考日の属する年の7月以前2年間に発表されたもの
- 2 獣医学術学会賞の対象となる業績は、選考日の属する年度の日本獣医師会学会年次大会において学会の学会長賞をそれぞれ受賞した調査研究に関する発表演題
- 3 獣医学術功労賞の対象となる業績は、表彰規程第2条に定める部門別に、それぞれ獣医学術の振

興・普及に著しく功労のあった業績であって、次のいずれかの方法により推薦のあったもの

ただし、地方獣医師会会長又は学会の役員若しくは地区学会の地区評議員が委員会の委員を兼ねるときは、選考の対象となる業績を推薦することはできない

(1) 地方獣医師会会長から、日本獣医師会の獣医学術功績者選考委員会（以下、「委員会」という。）が定める様式により、委員会が定める期日までに委員会に推薦のあったもの

(2) 学会の役員又は地区学会の地区評議員から、委員会が定める様式により、委員会が定める期日までに委員会に推薦のあったもの

第2条 委員会における各賞の被表彰者の選考は、それぞれ部門別に行い、被表彰者の決定は、委員会の合議に基づいて行う。

第3条 委員会の委員もしくは委員の業績が選考に付された場合、当該委員は、その対象となる各賞の選考に加わることはできない。

第4条 この要領に定めのない事項は、会長が委員長と協議の上、決定する。

第5条 この要領の改廃は、委員会の議決を経て、会長が行わなければならない。

附 則（平成21年9月7日制定（平成21年9月7日付け21日獣発第152号））

- 1 この要領は、平成21年9月7日から施行する。
- 2 社団法人日本獣医師会獣医学術奨励賞選考要領（平成11年6月24日制定）は、廃止する。

【別紙3】

獣医学術賞表彰規程の制定に伴う功績者に対する賞の名称等の新旧

		新	旧
賞 の 名 称		日本獣医師会獣医学術賞	日本獣医師会獣医学術奨励賞
区 分	研究論文	獣医学術奨励賞	学 術 賞
	研究発表	獣医学術学会賞	奨 励 賞
	学術振興・普及功労	獣医学術功労賞	功 労 賞
選考委員会の名称		獣医学術功績者選考委員会	獣医学術奨励賞選考委員会